

再犯防止施策の充実のための緊急提言
～ “息の長い” 支援体制の構築に向けた
保護司等の民間協力者への活動支援等の充実について～

令和5年6月1日
自由民主党政務調査会
再犯防止推進特別委員会

「第二次再犯防止推進計画」が4月から開始された。また、「刑法等の一部を改正する法律」により、「拘禁刑」の導入を控えるとともに、被害者等の心情等を踏まえた処遇や、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、刑執行終了者等に対する支援、更生保護に関する地域援助を含む社会内処遇の一層の充実強化等の施行が本年12月に迫るなど、再犯防止施策は、刑事司法手続の入口から出口まで切れ目のない支援を実現すべく、その発展に向け新たな局面を迎えようとしている。

同計画は、今後取り組んでいくべき施策として、7つの重点課題と96の具体的施策を掲げており、いずれも着実に実現すべきであるが、とりわけ「第5 民間協力者の活動の促進等のための取組」及び「第6地域による包摂を推進するための取組」において、誰一人取り残さない社会の実現に向けた新たな施策を数多く盛り込んでおり、再犯防止のためには、これらを迅速に実現することが特に重要である。

その中でも、保護司については、安全・安心な地域社会の実現のため欠くことのできない存在であるにもかかわらず、高齢化が進み、また、その担い手の確保が年々困難となっていることから、社会環境の変化に即した持続可能な保護司制度の確立が急務である。

また、上記の計画及び法改正を踏まえると、国・地方・民間が連携した“息の長い”支援体制の構築に向け、施設内処遇・社会内処遇のいずれをも一層充実化する必要がある。

そのためには、刑事施設の体制整備はもちろん、犯罪をした者等の地域における支援態勢の整備、例えば、地域の民間協力者の支援と地方公共団体の主体的・積極的な取組の促進が必要不可欠である。しかし、民間協力者の活動基盤は未だ十分とは言えず、また、「地域再犯防止推進事業」を実施する都道府県が全体の半数程度にとどまっているなど、地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差がある。

そこで、政府に対し、第二次再犯防止推進計画に掲げる施策を着実に進めるとともに、次の事項を確実にかつ速やかに実現するよう求める。

1 持続可能な保護司制度の確立と保護司への支援の充実

保護司の負担を軽減し、時代に即した保護司制度を確立するため、全国の保護司の意見や要望を丁寧に把握すること。

上記検討と並行して、保護司活動の負担を軽減するため、保護司活動の基礎となる経費等を包括的に手当するほか、面接場所の確保や、研修や広報活動等の充実に要する経費を手当すること。

また、保護司の認知・評価を向上させるため、保護司活動に協力的な企業に対する表彰の創設等を図ること。

保護司専用ホームページの機能拡充により保護司活動のデジタル化を一層促進するとともに、その前提ともなる更生保護官署のデジタル化を迅速に推進するため、必要な基盤整備を行うこと。

2 “息の長い”支援の実現に向けた民間協力者の活動支援の強化

保護司をはじめとする民間協力者が、関係機関・団体間のネットワークを構築し、これらと連携した伴走支援を行う活動を支援することができるよう、更生保護地域連携拠点事業を拡充すること。

更生保護施設退所者等への“息の長い”支援を全国で実施できるよう、訪問支援事業の実施施設を拡充するとともに、更生保護事業者の事業実施体制の強化を図ること。

就労に困難を抱える刑務所出所者等に対して、農福連携等の取組も含め、協力雇用主との雇用のマッチングや職場定着等の支援を充実できるように、更生保護就労支援事業の拡充を図ること。

3 地方公共団体との連携強化による“息の長い”支援の実施

国と地方公共団体の連携強化による“息の長い”支援の体制を整備するため、全ての都道府県で「地域再犯防止推進事業」を実施できるように、必要な財政的支援を行うこと。

4 “息の長い”支援体制を構築するための体制整備等

上記事項を確実に実現するとともに、民間協力者や地方公共団体と連携した“息の長い”支援体制を構築するため、刑執行終了者等に対する支援や更生保護に関する地域援助等の実施体制を整備し、保護観察官をはじめとする関係職員を大幅に増員すること。

また、刑の執行段階等における被害者等の心情聴取伝達制度に適切に対応し受刑者等の改善更生につなげるとともに、拘禁刑創設等に対応し受刑者の特性等に応じた刑務作業や職業訓練、改善指導や社会復帰支援等を実施するため、必要な体制を整備すること。